

個別規程 IIJ 回線マネージメント/F サービス

令和4年12月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(種類)

IIJ 回線マネージメント/F サービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
フレッツ・ADSL タイプ	NTT が提供する「フレッツ・ADSL」を利用するもの
フレッツ・ISDN タイプ	NTT が提供する「フレッツ・ISDN」を利用するもの
フレッツ・光ネクストタイプ	NTT が提供する「フレッツ・光ネクスト」を利用するもの
フレッツ・光ライトタイプ	NTT が提供する「フレッツ・光ライト」を利用するもの
フレッツ・光クロスタイプ	NTT が提供する「フレッツ・光クロスタイプ」を利用するもの

第2条(品目)

IIJ 回線マネージメント/F サービスには、種類毎に、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
タイプ A	前条(種類)に定める種類に応じたフレッツ回線(フレッツ・ADSL タイプであって別紙1に定める回線種別のものかつ NTT が定める契約者回線型であるもの、フレッツ・光ネクストタイプであって別紙1に定める回線種別のも、又はフレッツ・光クロスタイプに限る。)について、当社と NTT が契約を締結するもの
タイプ C	前条(種類)に定める種類に応じたフレッツ回線について、契約者と NTT が契約を締結し、当該契約申込に伴う事務処理代行機能が附加されないもの

第3条(最低利用期間)

IIJ 回線マネージメント/F サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ 回線マネージメント/F サービス契約」といいます。)における最低利用期間は1ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第4条(利用条件)

IIJ 回線マネージメント/F サービスを利用するには、当社が提供する IIJ FiberAccess/F サービス、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE、IIJ DSL/F サービス、IIJ ISDN/F サービス、管理用 PPPoE アカウントサービス、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E (フレッツ・ISDN 接続オプション機能、フレッツ・ADSL 接続オプション機能又はフレッツ光接続オプション機能を利用している場合に限る。)、IIJ 広域ネットワークサービス規約に基づき当社が提供する IIJ 広域ネットワークサービス又は IIJ Omnibus 契約約款に基づき当社が提供する WAN アクセス(品目を提供回線なし、提供回線なし(接続アカウントなし)又は回線持込とするものに限る。)の契約者である必要があります。

第5条(契約内容の変更)

品目をタイプ C とする IIJ 回線マネージメント/F サービスの契約者は、フレッツ回線の終端場所の変更を請求することができるものとします。

第6条(回線調整工事の申し出)

種類がフレッツ・ADSL タイプである IIJ 回線マネージメント/F サービスの契約者は、回線調整工事(NTT が定めるところにより実施されるフレッツ・ADSL 回線に係る調整工事であって、当社がその依頼代行をするものをいいます。以下同じとします。)を必要とする場合においては、当社に対しその申し出をするものとします。ただし、当社は、当該回線調整の結果における伝送速度その他品質改善等について、何ら保証をするものではありません。

第7条(利用の態様の制限)

品目がタイプ A である IIJ 回線マネージメント/F サービスには、次の利用の態様の制限があります。

- (1) 契約者は、種類がフレッツ・光ネクストタイプである IIJ 回線マネージメント/F サービスにおいて利用するフレッツ回線を用いて、NTT が提供するひかり電話(NTT が契約約款で定めるサービスをいいます。)を利用することはできません。

第8条(端末設備の貸与)

当社は、品目がタイプ A である IIJ 回線マネージメント/F サービス利用の場合において、端末設備を貸与するものとします。

2 契約者は、端末設備について次の事項を遵守するものとします。

- (1) 端末設備を当社の承諾なく回線設置場所から移動しないこと
- (2) 端末設備を日本国外に持ち出さないこと
- (3) 端末設備を譲渡又は担保に供さないこと
- (4) 端末設備を当社の承諾なく転貸又は売却して第三者に利用させないこと
- (5) 端末設備を分解、解析、改造、改変などして、引渡し時の状態から変更しないこと
- (6) 端末設備に添付され又は端末設備の一部を構成するプログラム(以下「プログラム」といいます。)に関し、有償、無償を問わず、プログラムの全部又は一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させないこと
- (7) 前号のプログラムの全部又は一部を複製、改変、その他端末設備のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為をしないこと
- (8) 端末設備を当社の指示に従い使用すること
- (9) 端末設備を善良な管理者の注意をもって管理すること

3 前項の規定に違反して端末設備を亡失し又は毀損したときは、契約者は、当社が指定する日までに、契約者の負担において当該端末設備を回復し、又は修理するものとします。この場合において、当該修理は、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

4 IIJ 回線マネージメント/F サービスが事由の如何を問わず終了した場合には、契約者は、速やかに端末設備を当社に返還するものとし、返還されない場合には端末設備相当額を当社に支払うものとします。

5 品目がタイプ A である IIJ 回線マネージメント/F サービス契約の契約者は、端末設備に故障が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する者がその原因を調査し、及び端末設備の修理又は交換を行うものとします。

第 9 条(サービスの廃止)

当社は、NTT がフレッツ回線の提供を終了した場合、当該回線に対応した IIJ 回線マネージメント/F サービスを廃止します。

第 10 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ 回線マネージメント/F サービスには、次のオプションサービスがあります。

- (1) 24 時間オンサイト保守オプション
種類をフレッツ・ADSL タイプ、フレッツ・光ネクストタイプ(回線種別をプライオ 10 及びプラ

イオ 1 とするものを除きます。)、フレッツ・光ライトタイプ又はフレッツ・光クロスタイプとし、かつ、品目をタイプ A 又はタイプ C とする IIJ 回線マネージメント/F サービスの契約者に対し、24 時間の態様によりフレッツ回線の NTT による現地保守作業を可能とする保守窓口機能を提供するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(2) フレッツ・v6 オプション

種類をフレッツ・光ネクストタイプ(回線種別をプライオ 10、プライオ 1、ギガファミリー・スマートタイプ及びファミリー・ギガラインタイプとするものを除きます。)又はフレッツ・光クロスタイプ(NTT 西日本が提供するものに限ります。)とし、かつ、品目をタイプ A とする IIJ 回線マネージメント/F サービスの契約者に対し、NTT が提供する「フレッツ・v6 オプション」について、当社と NTT が契約を締結するもの

(3) 現場調査オプション

種類をフレッツ・光ネクストタイプ又はフレッツ・光クロスタイプとし、かつ、品目をタイプ A とする IIJ 回線マネージメント/F サービスの契約者に対し、NTT によるフレッツ回線の開通工事に係る配線経路の調査(以下「現場調査」といいます。)を提供するもの。なお、契約者が現場調査オプションの利用の申込を行わない場合であっても、当社が必要と判断するときは、現場調査を実施することがあります。

3 品目をタイプ C とする IIJ 回線マネージメント/F サービスの契約者は、当該 IIJ 回線マネージメント/F サービスの申込時に対象となるフレッツ回線(以下「タイプ C 対象回線」といいます。)について NTT が提供する 24 時間出張修理オプションの附帯有無を当社に対し申告するものとします。当社は、タイプ C 対象回線に 24 時間出張修理オプションが附帯していると契約者から申告があった場合には、当該 IIJ 回線マネージメント/F サービスについて 24 時間オンサイト保守オプションを提供するものとします。

4 24 時間オンサイト保守オプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、24 時間オンサイト保守オプションの課金開始日とします。フレッツ・v6 オプション及び現場調査オプションの利用における最低利用期間はありません。

5 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 11 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ 回線マネージメント/F サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 第4条(利用条件)に定める当社のサービスに係る契約が解除された場合には、当該契約に対応するIIJ回線マネージメント/Fサービス契約は同日に解除されるものとします。

第12条(解除後の措置等)

品目がタイプAであるIIJ回線マネージメント/Fサービス契約が解除された場合においては、当社とNTTとの間におけるフレッツ回線に係る契約は解除されるものとします。

2 前条(解除の効力が生ずる日)の解除の場合に限り、契約者は前条(解除の効力が生ずる日)に定める解約申込と同時に当社所定の申込書により、当社に対し、当社とNTTとの契約に係るフレッツ回線の名義変更の申込をすることができるものとします。

第13条(料金)

契約者が、IIJ回線マネージメント/Fサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙1のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJ回線マネージメント/Fサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第14条(最低利用期間内解除調定)

IIJ回線マネージメント/Fサービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第28条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙2に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙2に定める金額を支払うものとします。

第15条(料金の減額)

品目がタイプAであるIIJ回線マネージメント/Fサービスの利用の場合において、フレッツ回線が全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合においては、当社は、契約者の請求に基づき、別紙3に定めるところによりIIJ回線マネージメント/Fサービス契約の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第16条(技術的事項)

IIJ回線マネージメント/Fサービスにおける基本的な技術的事項は、別紙4のとおりとします。

附則

平成 16 年 8 月 1 日施行

この契約約款は、平成 16 年 8 月 1 日から実施します。

平成 17 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 17 年 1 月 1 日から実施します。

平成 17 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

平成 18 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

平成 18 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 18 年 5 月 1 日から実施します。

平成 18 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 18 年 8 月 1 日から実施します。

平成 18 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 18 年 12 月 1 日から実施します。

平成 19 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

平成 19 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 19 年 12 月 1 日から実施します。

平成 20 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

平成 20 年 10 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

2 平成 20 年 9 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した、種類が B フレッツタイプ且つ品目タイプ A のうち回線種別がニューファミリータイプである IIJ 回線マネージメント/F サービス契約は、この契約約款に記載されていない料金その他の債務についてはなお従前のままこの契約約款の適用下において有効に存続するものとします。

平成 20 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 11 月 1 日から実施します。

平成 21 年 1 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 21 年 1 月 1 日から実施します。

2 平成 20 年 12 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した、VoIP アダプタオプションに係る IIJ 回線マネージメント/F サービス契約にあつては、VoIP アダプタオプションの月額費用の額は、なお従前のままとします。

平成 21 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 3 月 1 日から実施します。

平成 21 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 5 月 1 日から実施します。

平成 21 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 8 月 1 日から実施します。

平成 21 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 11 月 1 日から実施します。

平成 22 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

平成 23 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

平成 23 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

平成 24 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

平成 24 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 5 月 1 日から実施します。

平成 24 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

平成 26 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

平成 26 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

平成 26 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

平成 26 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

平成 26 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。

平成 26 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

平成 26 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

平成 27 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

平成 27 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

平成 27 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。

平成 29 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

平成 29 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

平成 29 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

平成 29 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

平成 30 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

平成 30 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

平成 30 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

平成 31 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

令和 2 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 2 月 1 日から実施します。

令和 2 年 10 月 1 日変更

1 この契約約款は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

2 令和 2 年 9 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した品目をタイプ B とする IIJ 回線マネジメント/F サービス契約は、品目をタイプ C とする IIJ 回線マネジメント/F サービス契約として有効に継続するものとします。

令和 3 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 2 月 1 日から実施します。

令和 3 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します。

令和 4 年 11 月 1 日変更

1 この契約約款は、令和 4 年 11 月 1 日から実施します。

2 令和 4 年 10 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した、種類がフレッツ・光ネクストタイプ又はフレッツ・光クロスタイプ且つ品目がタイプ A である IIJ 回線マネジメント/F サービス契約は、この契約約款に記載されていない料金その他の債務についてはなお従前のままこの契約約款の適用下において有効に存続するものとします。

令和 4 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 12 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ 回線マネージメント/F サービスにおける料金等 [第 13 条関係]

1 初期費用

(1) フレッツ・ADSL タイプ

品目	回線種別	料金
タイプ A	12Mb/s	25,800 円
	24Mb/s	25,800 円
	40Mb/s	25,800 円
	47Mb/s	25,800 円
タイプ C		5,000 円

(2) フレッツ・ISDN タイプ

品目	料金
タイプ C	5,000 円

(3) フレッツ・光ネクストタイプ

品目	回線種別	料金
タイプ A	ビジネスタイプ	30,000 円
	ファミリー・ハイスピードタイプ	30,000 円
	ファミリータイプ	30,000 円
	ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼	30,000 円
	プライオ 10	30,000 円
	プライオ 1	30,000 円
	ギガファミリー・スマートタイプ	30,000 円
	ファミリー・ギガラインタイプ	30,000 円
タイプ C		5,000 円

備考

(1)タイプ A において、新規開通工事の時間を契約者が指定する場合は、指定の内容により当社が別途契約者に示す費用が発生する場合があります。

(2)タイプ A において、契約者の宅内環境により別途工事が必要となる場合は、当該工事の内容により当社が別途契約者に示す費用が発生する場合があります。

(4) フレッツ・光ライトタイプ

品目	料金
タイプ C	5,000 円

(5) フレッツ・光クロスタイプ

品目	料金
タイプ A	30,000 円
タイプ C	5,000 円

(6) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
24 時間オンサイト保守オプション	品目をタイプ A とする IIJ 回線マネージメント/F サービスに係るもの:5,000 円(ただし、IIJ 回線マネージメント/F サービスの利用の申込と同時に、24 時間オンサイト保守オプションの利用の申込を行った場合は 0 円) 品目をタイプ C とする IIJ 回線マネージメント/F サービスに係るもの:0 円
フレッツ・v6 オプション	0 円
現場調査オプション	16,000 円(ただし、現場調査オプションの利用が必要ないと当社が事後的に判断した場合にあっては 0 円)

2 月額費用

(1) フレッツ・ADSL タイプ

品目	回線種別	料金
タイプ A	12Mb/s	8,100 円
	24Mb/s	8,100 円
	40Mb/s	8,100 円
	47Mb/s	8,100 円
タイプ C		2,300 円

(2) フレッツ・ISDN タイプ

品目	料金
----	----

タイプ C	2,300 円
-------	---------

(3) フレッツ・光ネクストタイプ

品目	回線種別	料金
タイプ A	ビジネスタイプ	44,700 円
	ファミリー・ハイスピードタイプ	9,200 円
	ファミリータイプ	9,200 円
	ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼	9,200 円
	プライオ 10	44,700 円
	プライオ 1	23,600 円
	ギガファミリー・スマートタイプ	9,700 円
	ファミリー・ギガラインタイプ	9,200 円
タイプ C		2,300 円

(4) フレッツ・光ライトタイプ

品目	料金
タイプ C	2,300 円

(5) フレッツ・光クロスタイプ

品目	料金
タイプ A	10,700 円
タイプ C	2,300 円

(6) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
24 時間オンサイト保守オプション	品目をタイプ A とする IIJ 回線マネージメント/F サービスに係るもの : 3,000 円
	品目をタイプ C とする IIJ 回線マネージメント/F サービスに係るもの : 0 円
フレッツ・v6 オプション	0 円
現場調査オプション	0 円

3 一時費用

- (1) 第 6 条(回線調整工事の申し出)に基づく回線調整工事の申し出にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (2) 第 12 条(解除後の措置等)第 2 項に基づく名義変更の申込にあつては、10,000 円
- (3) フレッツ・ISDN タイプを利用の場合において、契約者が NTT が指定するダイヤルアップ番号以外への通信を行い、「フレッツ・ISDN」サービス適用外の料金の請求が当社にあった場合にあつては、当該料金

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 14 条関係]

1 第 14 条第 1 項関係

IIJ 回線マネージメント/F サービスの種類及び品目に応じ、第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

2 第 14 条第 2 項関係

第 10 条(オプションサービス)第 3 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

別紙 3 料金の減額 [第 15 条関係]

利用不能時の減額 (第 15 条関係)

NTT が定める契約約款に基づき、当社が NTT に対し支払いを要しないこととなった料金額と同額を減額するものとする。

別紙 4 技術的事項 [第 16 条関係]

IIJ 回線マネージメント/F サービスにおける責任分界点は、品目がタイプ A である IIJ 回線マネージメント/F サービスにおいては当社のネットワーク接続装置と契約者の構内ネットワークとの接続点、品目がタイプ C である IIJ 回線マネージメント/F サービスにおいては当社通信機器と NTT の IP 通信網の相互接続点との接続点とします。